

予 算 要 求 資 料

令和 3 年度当初予算 支出科目 款：民生費 項：社会福祉費 目：社会福祉諸費

事業名 成年後見・福祉サービス利用支援センター設置支援事業費補助金 (地域医療介護総合確保基金)

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

健康福祉部地域福祉課地域福祉係 電話番号：058-272-8435

E-mail：c11219@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 27,926 千円 (前年度予算額：28,057 千円)

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財産 収入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	28,057	0	0	0	0	0	28,057	0	0
要求額	27,926	0	0	0	0	0	27,926	0	0
決定額	27,926	0	0	0	0	0	27,926	0	0

2 要求内容

(1) 要求の趣旨 (現状と課題)

- ・日常生活自立支援の利用者のうち、必要にもかかわらず法定後見に移行できない人が増加。
- ・それにも関わらず県内では成年後見申し立て件数、市町村長申し立てが低迷。
- ・第三者後見人 (弁護士等専門職・法人) が不足し選任が困難。
- ・今後増加する第三者後見人の質を福祉として担保する仕組みが必要。

(2) 事業内容

○権利擁護支援員による相談支援

基幹的市社協 (6 社協) に「権利擁護支援員」を各 1 名配置 (各社協 0.5 人分) し相談対応。

[権利擁護推進員の主な業務]

- ・申し立てを躊躇している人や、高齢者等のいる家庭からの相談対応
- ・後見実施法人、市民後見人、市町村職員からの相談対応
- ・専門後見、日常生活支援事業との棲み分けの支援
- ・法人後見の立ち上げ支援
- ・自治会、市民向けの出前講座の実施

○権利擁護支援事業（県社協による本部事業）

①法人後見を行う団体（市町村社協、NPO等）の資質向上研修

- ・「法人後見従事者養成研修」（3日間）

法人後見を受任している、もしくは受任検討中の市町村社協、NPO団体等の職員が対象

②成年後見制度の円滑な運営支援

- ・「成年後見制度の利用促進研修」
- ・「権利擁護推進員会議」
- ・「成年後見制度基礎知識習得研修（福祉関係機関向け）」
- ・「市町村長申立実務習得研修」
- ・「市民後見人養成研修検討会議」
- ・「成年後見に関する視察研修会」

③法人後見の立上げ支援

- ・「市町村社協による法人後見事業促進会議」

④県民理解の推進

- ・「権利擁護セミナー」（市民後見人研修）
- ・「福祉関係者向け出前講座」

⑤総合相談における福祉と司法の円滑な連携

- ・「関連機関連絡会議」

（3）県負担・補助率の考え方

- ・国、県負担割合：国2／3 県1／3
- ・県社協は、日常生活自立支援事業も実施しており、認知症高齢者等が地域において自立した生活を送る上で必要不可欠なものであるため、県負担は妥当（補助率10/10）。

（4）類似事業の有無

無

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
補助金	27,926	基幹的社協への委託料等、権利擁護支援事業に係る経費の補助
合計	27,926	

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 各種計画での位置づけ

岐阜県地域福祉支援計画

(2) 国・他県の状況

成年後見制度利用促進基本計画に係るK P I

- ・令和3年度末までに全市町村で中核機関を整備
- ・令和3年度末までに全市町村で市町村計画を策定

本補助事業は、国の地域医療介護総合確保基金の対象である。

(3) 後年度の財政負担

高齢化の進行に伴い、今後ますます必要性が強まる事業と考えられるため、継続して実施。

(4) 事業主体及びその妥当性

成年後見制度利用手前の支援である日常生活支援事業を県社協が実施しており、成年後見制度の利用啓発、相談窓口についても県社協が実施するのが適当である。

事業評価調査書

新規要求事業

継続要求事業

1 事業の目標と成果

(事業目標)

・何をいつまでにどのような状態にしたいのか

住み慣れた地域での自立した生活を支援していくため、成年後見制度を利用する必要がある高齢者や障がい者等の権利を擁護する体制の定着と充実を図る。

(目標の達成度を示す指標と実績)

指標名	事業開始前	指標の推移		現在値	目標	達成率
成年後見申し立て 件数	437 件 (H26)	369 件 (H29)	291 件 (H30)	366 件 (R1)	500 件 (R3)	73.2%
市町村長申立件数	43 件 (H26)	52 件 (H29)	60 件 (H30)	71 件 (R1)	80 件 (R3)	88.7%

○指標を設定することができない場合の理由

--

(前年度の取組)

・事業の活動内容（会議の開催、研修の参加人数等）

- ・福祉関係者向け成年後見制度理解促進研修会 150名が参加
- ・法人後見従事者養成研修会 21名が参加
- ・市町村社会福祉協議会における法人後見事業促進会議 20名が参加

(前年度の成果)

・前年度の取組により得られた事業の成果、今後見込まれる成果

中核機関を設置した市町村数 13市町村（11市町村増）
市町村計画を策定した市町村数 8市町（7市町増）

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

・ 事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か） ○：必要性が高い、△：必要性が低い	
(評価) ○	高齢者の介護や見守りの体制を整えるうえで必要不可欠な事業であり、事業の必要性が極めて高い。 ※地域医療介護総合確保基金対象事業
・ 事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） ○：概ね期待どおり又はそれ以上の効果が得られている、△：まだ期待どおりの成果が得られていない	
(評価) ○	判断能力が低下した高齢者等が、施設に入居することなく住み慣れた地域社会で生活するためには、必要なアプローチである。
・ 事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） ○：効率化は図られている、△：向上の余地がある	
(評価) ○	成年後見制度利用手前の支援である日常生活支援事業を県社協が実施しており、成年後見制度の利用啓発、相談窓口についても県社協が実施するのが適当である。 また、市町村及び家庭裁判所も身寄りのいない方の成年後見を市町村社協が受けることを望んでいる。

(今後の課題)

・ 事業が直面する課題や改善が必要な事項 高齢化に伴う認知症高齢者の増加、地域移行による支援が必要な知的障がい者、精神障がい者等の増加などにより、成年後見が必要な高齢者は今後も増加していく見込みであり、住民への成年後見制度の普及啓発が必要となっている。また、成年後見の担い手育成も実施することにより、成年後見を利用する人への不安を取り除いていく。
--

(次年度の方向性)

・ 継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか 今後も、県財政の状況を勘案しながら、ニーズにきめ細かく応じた一層効率的な実施体制を、県社協及び関係機関との理解と協力のもと整備していく。
